

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和元年7月26日

金曜日

第4524号

目次

告示

- 県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧 1
- 地籍調査の成果の認証 2

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 3
- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

告示

富山県告示第323号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営四ヶ村地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年7月26日

富山県知事 石井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営四ヶ村地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和元年7月26日から

令和元年8月20日まで

3 縦覧の場所

小矢部市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌

日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第324号

地籍調査の成果の認証について

氷見市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和元年7月26日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 調査を行った者の名称

氷見市

- 2 調査を行った時期

平成26年4月1日から

平成29年3月17日まで

- 3 成果の名称

氷見市（大字大浦、中島、矢方、堀田、布施の各一部）の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域

氷見市（大字大浦、中島、矢方、堀田、布施の各一部）

- 5 認証年月日

令和元年7月18日

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和元年10月1日から令和4年9月30日まで（36か月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成31年富山県告示第173号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成31年富山県告示第173号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限

令和元年8月14日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ

先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和元年7月26日から同年8月8日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）
の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場
所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和元年9月4日 午前10時

(4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着と
すること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和元年9月4日 午前10時

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、
開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機
関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者の
した入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1か月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認められた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。